私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令について

１．改正の概要

○　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第 48 号）により、加入者又は被扶養者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該加入者は日本私立学校振興・共済事業団に対し、当該状況にある加入者又は被扶養者に係る情報を記載した書面　（以下「資格確認書」という。）の交付を求めることができることとされたことに伴い、資格確認書の申請方法及び記載事項を定めるとともに、加入者証及び加入者被扶養者証に係る規定を削除する、加入者の資格に係る情報の通知に係る規定を新設する等、所要の規定の整備を行う。

２．施行期日等

○　公布日：令和６年 11 月 29 日

○　施行期日：令和６年 12 月２日